

津市と三重労働局との雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、津市と厚生労働省三重労働局(以下「三重労働局」という。)とが相互に連携し、津市内における雇用、労働環境の改善及び就労支援の強化並びに市内企業の人材確保及び成長発展を実現するための雇用対策に関する施策を総合的、効果的かつ一体的に推進することを目的として締結する。

(事業計画)

第2条 津市及び三重労働局は、前条の目的を達成するための具体的な取組、実施方法等を事業計画として定めるものとする。

(運営協議会の設置等)

第3条 津市及び三重労働局は、前条に定める事業計画の策定及び当該事業計画に定めた取組の進捗状況の確認、評価等を実施するため、運営協議会を設置する。

2 運営協議会の設置及び運営について必要な事項は、別途協議して定めるものとする。

(要請等)

第4条 津市長及び三重労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に関し、相互に必要な要請を行うことができる。

2 津市長及び三重労働局長は、相手方から前項の要請があった場合においては、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第5条 津市及び三重労働局は、この協定に基づく雇用対策に関する取組において、相手方が開示する情報については、秘密を保持しなければならない。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ津市及び三重労働局において協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、新たな協定書が締結されるまでの間は、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、協定の締結日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、津市長及び三重労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年8月22日

津市
津市長

前葉泰幸

厚生労働省三重労働局
三重労働局長

下角三司